

～税務のチェックポイント Q&A 6～

本メルマガは山下税理士に日常業務の中から「間違いやすい・見落としがちな」税務のチェックポイントをQ&A形式でご寄稿頂いたものになります。ぜひご参考になさってください。

『質問』

中小企業投資促進税制の上乗せ措置の適用の有無について

《内容》

今般の平成26年度税制改正で中小企業投資促進税制が手厚くなり、「先端設備」や「生産ラインの改善に資する設備等」いわゆる「生産性向上設備投資」に該当すれば、さらに即時償却ができる上乗せ部分が受けられるということを知りました。

A社(2月決算)は、運送業を営む資本金3千万円の中小企業ですが、平成26年1月31日に取得した「普通貨物自動車(3.5トン以上のトラック)」は、いわゆる租税特別措置法の中小企業投資促進税制の適用要件を満たしていたことから、平成26年2月期において、中小企業投資促進税制の30%の特別償却を適用していました。

このような場合、今期(平成27年2月期)の申告までにこの普通貨物自動車について生産性向上設備等の証明書が入手できたような場合、中小企業投資促進税制の上乗せ措置として、今期で即時償却(100%)と30%の差額の70%部分について上乗せした特別償却の適用が認められるのでしょうか。

『答』

A社が平成26年1月31日に取得した普通貨物自動車については、生産性向上設備等には該当しないため、生産性向上設備等の証明書が発行されないと考えられます。

したがって、平成26年1月20日から平成26年3月31日までの間に認められている上乗せ措置の特例の適用は、平成26年1月31日に取得した普通貨物自動車については、生産性向上設備等には該当しないことや既に平成26年2月期に中小企業投資促進税制の30%の特別償却を適用していることから平成27年2月期で即時償却(100%)と30%の差額の70%部分相当額を上乗せする特別償却の適用は認められません。

(解説)

1 平成26年度の税制改正により、中小企業投資促進税制が拡充され、中小企業者等が従来からの制度の対象である「特定機械装置等」のうち、生産性向上設備投資促進税制の対象である「特定生産性向上設備等」に該当するものを取得等した場合には、「中小企業投資促進税制の上乗せ措置」の適用を受けることができることとされています。

この上乗せ措置は、中小企業者等が、産業競争力強化法の施行の日（平成26年1月20日）から平成29年3月31日までの間に、特定機械装置等で特定生産性向上設備等に該当するものを取得等してこれを国内にあるその中小企業者等の営む指定事業の用に供した場合には、その指定事業の用に供した日を含む事業年度（平成26年4月1日以後に終了する事業年度に限る。）において、その特定生産性向上設備等の取得価額から普通償却限度額を控除した金額に相当する金額の特別償却（即時償却）と税額控除限度額（その取得価額の7%（特定中小企業者等は10%）相当額をいう。）の税額控除との選択適用ができるというものです（租税特別措置法42の6②⑧）。

つまり、中小企業投資促進税制の適用対象設備としての特定機械装置等に該当した場合には、特別償却は取得価額の30%が、税額控除は特定中小企業者等（いわゆる中小企業者のち資本金の額又は出資金の額が3,000万円未満の法人等）に限って取得価額の7%が限度として適用とされていましたが、特定機械装置等に該当し、さらにそれが特定生産性向上設備等にも該当した場合には、特別償却は即時償却までの70%が、税額控除は中小企業者等にあっては7%が、特定中小企業者等にあっては10%までの3%が上乗せ適用できるものです。

なお、この税額控除における税額控除限度額は、その事業年度の20%相当額（特定機械装置等の7%の税額控除がある場合には、その金額を控除した残額）が上限となります（租税特別措置法42の6⑧）。

2 なお、この上乗せ措置は、上記1のように平成26年4月1日以後に終了する事業年度から適用されていますが、この特例として、中小企業者等が、平成26年4月1日前に終了した事業年度（特例対象事業年度等）の産業競争力強化法の施行の日（平成26年1月20日）から平成26年3月31日までの間に、特定機械装置等で特定生産性向上設備等に該当するものを取得等して、これを国内にあるその中小企業者等の営む指定事業の用に供した場合には、平成26年4月1日を含む事業年度で、即時償却と税額控除（7%（特定中小企業者等は10%）相当額を繰越税額控除限度超過額に加算する措置）との選択適用も認められています。しかし、この特例の適用は、特例対象事業年度等において他の特別償却等に関する規定の適用を受けたものは除かれます（租税特別措置法42の6②③⑨⑩）。

この場合の「他の特別償却等に関する規定を受けたもの」には租税特別措置法第42条の6に規定する中小企業投資促進税制も含まれています（租税特別措置法53①）から、特例対象事業年度等で既に中小企業投資促進税制を適用した特定機械装置等については、それが特定生産性向上設備等に該当する場合であっても、特例対象事業年度等で上乗せ措置を適用することはできません。

3 また、上記1における特定機械装置等には、「普通貨物自動車（3.5トン以上のトラック）」が含まれています。しかし、特定生産性向上設備等には含まれていません。

この特定生産性向上設備等とは、生産等設備を構成する機械及び装置、工具、器具及び備品、建物、建物附属設備、構築物並びにソフトウェアで、産業競争力強化法2条13項に規定する生産性向上設備等に該当するもののうち、一定の取得要件を満たすものとされています（租税特別措置法42の12の5①～③）ので、この対象設備等には車両運搬具としてのご質問のケースの普

通貨物自動車（3.5 トン以上のトラック）は入っていません。

したがって、上記のようなことから、改正された「中小企業投資促進税制の上乗せ措置」の適用はないことになります。

〈著者プロフィール〉

山下 徳夫 氏

税理士、長崎県出身、旧大蔵省在職時には、法人税法関係の法律の企画立案事務に従事し、税務大学教授在職中に公益法人課税・減価償却関係等に関する論文発表。